【令和6年8月1日以降適用分】

《 介護保険負担限度額認定申請書を提出される方へ 》

負担限度額認定を受けると、次の施設に入所された際と、ショートステイ（短期入所生活・療養介護）を利用した際の居住費（滞在費）・食費が軽減されます。
※軽減対象となる施設：特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設）
介護老人保健施設、介護医療院　（注）有料老人ホームは含みません

皆様の申請に基づき、年度ごとの世帯の所得課税状況・資産状況により負担限度額認定を受けることができるかについて判定しますが、判定基準と基準に応じた居住費等は次の表のとおりです。（ただし、4月から7月までの申請については、前年度の所得課税状況によります。）

◎負担限度額認定の基準、認定時の居住費（滞在費）・食費の自己負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	所得状況		預貯金等の資産状況	1日あたりの居住費（滞在費）				1日あたりの食費※
				ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室※	多床室※	
1	生活保護受給者等		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	880円	550円	550円 （380円）	0円	300円
	世帯全員が市民税非課税	老齢福祉年金受給者						
2		前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下	**単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下**	880円	550円	550円 （480円）	430円	390円 【600円】
3-①		前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下	**単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下**	1,370円	1,370円	1,370円 （880円）	430円	650円 【1,000円】
3-②		前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超	**単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下**	1,370円	1,370円	1,370円 （880円）	430円	1,360円 【1,300円】
4	第1～第3段階以外の方 （基準費用額）			2,066円	1,728円	1,728円 （1,231円）	437円 （915円）	1,445円

※（　）内の金額は、特別養護老人ホームを利用する場合の、【　】内の金額は、ショートステイを利用する場合の金額です。

◎令和6年度からの変更点

令和6年8月1日以降、居住費（滞在費）の額が、1日あたり60円引き上げられています。（1段階の方の多床室利用を除く）

◎注意事項
・負担限度額認定を受けた後に、世帯の構成、所得課税状況、預貯金額等に変更があった際には、負担限度額認定の判定が変わる（対象→対象外、負担段階の変更）場合があります。
【対象 → 対象外】になった場合等に、ご返金していただく場合があります。

・負担限度額認定の有効期間は、申請書を提出された月の初日（更新案内による早期提出の場合は8月1日）から7月31日までです。
・有効期間満了後も軽減対象施設での継続入所が見込まれ、引続き負担限度額認定を受けたい場合は、改めて交付申請する必要があります。毎年7月上旬までに案内しますので、忘れずに申請の手続きを行ってください。